

## TAC建築士講座 2026年合格目標 一級上級学科本科生

# 上級講義 法規2回

### 〔建築基準法 用語の定義〕

#### < Stage 1 >

- 問題 1. 延べ面積 $1,000\text{m}^2$ の建築物の電気設備室に設置する自家発電設備の設置部分の床面積が $20\text{m}^2$ の場合、当該部分の床面積については、建築基準法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。
- 問題 2. 避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定において、階段室、昇降機塔等の建築物の屋上部分で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $1/8$ 以内の場合、その部分の高さは、 $12\text{m}$ までは当該建築物の高さに算入しない。
- 問題 3. 日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において、建築物の軒の高さを算定する場合の地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が $3\text{m}$ を超える場合においては、その高低差 $3\text{m}$ 以内ごとの平均の高さにおける水平面とする。
- 問題 4. 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項、第16条1項、第30条1項及び第35条第1項並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。

### 〔確認申請等の手続き規定〕

#### < Stage 2 >

- 問題 5. 木造、高さ $8\text{m}$ 、地上2階建ての飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が $400\text{m}^2$ のものにおける、屋根の過半の模様替は、確認済証の交付が必要である。
- 問題 6. 鉄骨造、延べ面積 $500\text{m}^2$ 、地上3階建ての物品販売業を営む既存の店舗内におけるエスカレーターの設置は、確認済証の交付が不要である。
- 問題 7. 建築主は、建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合において、工事を完了したときは、建築主事等の検査を申請しなければならない。



**問題 8.** 都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内のいずれにも該当しない区域及び地区において、木造、延べ面積100㎡、地上2階建ての一戸建て住宅を建築する場合、確認済証の交付を受ける必要はない。

### < Stage 3 >

**問題 9.** 準防火地域内において、鉄骨造、延べ面積100㎡、平家建ての一戸建ての住宅における、床面積8㎡の増築は、確認済証の交付を受ける必要がない。

**問題10.** 防火地域内において、鉄骨造、延べ面積300㎡、平家建ての、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、その建築を許可した仮設興行場の新築は、確認済証の交付を受ける必要がない。

**問題11.** 鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上2階建ての劇場の、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない公会堂への用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）は、確認済証の交付を受ける必要がない。

**問題12.** 鉄筋コンクリート造、延べ面積120㎡、地上2階建ての既存住宅における合併処理浄化槽の設置に際しては、確認済証の交付を受ける必要がある。

### < Stage 4 >

**問題13.** 都市計画区域内において、ホテルを新築するために、鉄骨造、延べ面積300㎡、地上2階建ての仮設の工事管理事務所を、工事現場から50m離れた別の敷地に新築する場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。

**問題14.** 延べ面積4,500㎡の病院（5階以上の階における病院の用途に供する部分の床面積の合計が1,200㎡のもの）の大規模の修繕の工事で、避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、建築確認及び仮使用の承認に加え、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

**問題15.** 建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積1,000㎡、地上5階建ての共同住宅の新築の工事において、3階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（特定行政庁が指定する工程ではない。）を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。

**問題16.** 既存の地上5階建ての病院（5階における当該用途に供する部分の床面積の合計が1,600㎡のもの）に設けた非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事の施工中に、当該建築物を使用する場合には、当該建築主は、あらかじめ、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

### < Stage 5 >

**問題17.** 延べ面積300㎡、地上3階建ての事務所の用途に供する建築物（国等の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣から所定の資格者証の交付を受けた者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

**問題18.** 延べ面積150㎡、地上3階建ての事務所に設けるエレベーター（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合には、管理者。）は、当該エレベーターについて、定期に、一級建築士等に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

**問題19.** 延べ面積1,000㎡、地上3階建ての、昇降機を設けていない自動車車庫の敷地、構造及び建築設備については、当該所有者（所有者と管理者が異なる場合には、管理者）は、定期に、一級建築士等にその状況の調査をさせてその結果を特定行政庁に報告する必要はない。

**問題20.** 木造、一戸建て住宅の一部である床面積10㎡の部分を除却しようとする場合、当該除却の工事を施工する者は、その旨を都道府県知事に届け出る必要はない。

〔防火関係用語〕

< Stage 6 >

- 問題21. 同一敷地内に二つの平家建ての建築物（延べ面積はそれぞれ400㎡及び250㎡とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。）を新築する場合において、当該建築物相互の外壁間の距離を4mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。
- 問題 22. 耐力壁である防火構造の外壁に必要とされる防火性能は、建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。
- 問題 23. 「遮炎性能」とは、通常の火災時における火炎を有効に遮るために外壁に必要とされる性能をいう。
- 問題 24. 建築物の外部の仕上げに用いる準不燃材料は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間、燃焼せず、防火上有害な変形、溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであって、避難上有害な煙又はガスを発生しないものでなければならない。

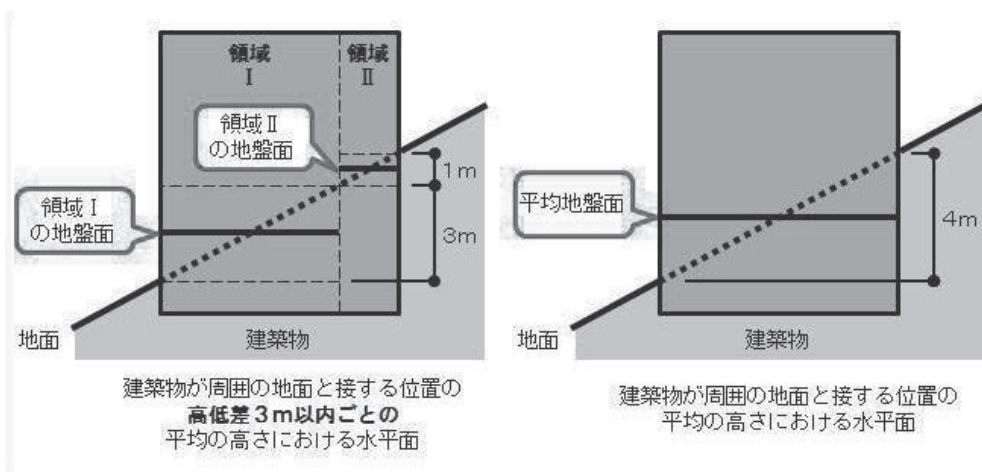
# TAC建築士講座 2026年合格目標 一級上級学科本科生

## 上級講義 法規2回【解説】

### 〔建築基準法 用語の定義〕

#### < Stage 1 >

- 問題 1. 誤り。令 2 条 1 項四号ニ及び 3 項四号により、自家発電設備の設置部分の床面積は、当該建築物の各階の床面積の合計の  $1/100$  を限度として「容積率の算定の基礎となる延べ面積」に算入しない。設問は  $1/100$  である  $10\text{m}^2$  を超えているため、超過分については算入するため誤り。
- 問題 2. 誤り。令 2 条 1 項六号ロにより、階段室等の屋上部分で水平投影面積が建築面積の  $1/8$  以下のものは、原則として  $12\text{m}$ （法 55 条の第一種低層住居専用地域等内の絶対高さ制限など一部の規定は  $5\text{m}$ ）までは高さに算入しないが、避雷設備（法 33 条）、北側高さ制限（法 56 条 1 項三号）、高度地区（法 58 条 1 項及び 2 項）等の一部の規定の適用においては、その規模にかかわらず全て高さに算入する。
- 問題 3. 正しい。令 2 条 2 項により、同条 1 項六号の「建築物の高さ」又は七号の「軒の高さ」を算定する場合の「地盤面」は、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が  $3\text{m}$  を超える場合においては、「建築物が周囲の地面と接する位置の高低差  $3\text{m}$  以内ごとの平均の高さにおける水平面」とする。したがって、法 56 条の 2 「日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）」において、「軒の高さ」を算定する場合の地盤面は、この規定による。なお、法 56 条の 2（日影規制）において、「日影時間」を算定する場合の「平均地盤面」は、法別表 4 により、「建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面」とするので、注意すること。



**問題 4.** 正しい。法 6 条 1 項かっこ書及び令 9 条九号により、「盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）第 12 条第 1 項、第 16 条 1 項、第 30 条 1 項及び第 35 条第 1 項」並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定は「建築基準関係規定」に該当し、建築確認の対象規定となる。

### 〔確認申請等の手続き規定〕

#### < Stage 2 >

**問題 5.** 正しい。法 2 条十五号及び同条五号により、屋根の過半の様替は大規模の様替に該当する。また、設問の延べ面積 400㎡の飲食店は、法別表 1（4）項及び令 115 条の 3 第三号により、法 6 条 1 項一号に該当し、その大規模の様替は確認済証の交付を受けなければならない。

**問題 6.** 誤り。法 87 条の 4 及び令 146 条 1 項一号により、法 6 条 1 項一号又は二号までの既存の建築物にエスカレーターを設置する場合は、確認済証の交付を要する。設問の建築物は、令 115 条の 3 第三号により法別表 1（4）項に該当するため、法 6 条 1 項一号に該当する。

**問題 7.** 誤り。法 87 条 1 項により、用途変更により法 6 条 1 項一号の特殊建築物とする場合は、法 6 条及び 7 条の一部の規定が準用されるが、法 7 条 1 項の工事を完了したときは、「建築主事等の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事等に届け出なければならない」と読み替えて適用される。よって、当該工事を完了した場合は届出をすれば足り、検査の申請は必要ない。

**問題 8.** 誤り。法 6 条 1 項により、同項一号又は二号の建築物を建築する場合は、都市計画区域等の内外に関わらず確認済証の交付を要する。設問の建築物は、法 6 条 1 項二号に該当する。

#### < Stage 3 >

**問題 9.** 誤り。法 6 条 1 項三号により、都市計画区域内で「建築（新築、増築、改築、移転）」しようとする者は、原則として、確認済証の交付を受けなければならない。都計法 8 条 1 項五号により、準防火地域は都市計画区域内に定められるため、設問は都市計画区域内に該当する。なお、準防火地域内においては、同条 2 項による床面積が 10㎡以内の増改築の緩和は、適用されない。

**問題 10.** 誤り。法 85 条 6 項により、特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等の仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1 年以内の期間を定めて、その建築を許可することができ

るが、法6条は適用される。都市計画区域内の新築であるから確認済証の交付を要する。

**問題11. 誤り。**法87条1項により、建築物の用途を変更して法6条1項一号の特殊建築物とする場合は、令137条の18の類似の用途相互間である場合を除き、確認済証の交付を受けなければならない。劇場は令137条の18第一号の用途、公会堂は同条二号の用途であり、類似の用途に該当しない。

**問題12. 誤り。**法87条の4、令146条1項三号かつこ書により、確認済証の交付を受ける必要はない。設問の建築物は法6条1項三号に該当するが、合併浄化槽は令146条で指定される建築設備から除外されている。なお、この場合、浄化槽法第5条により、浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。

#### < Stage 4 >

**問題13. 誤り。**法85条2項により、現場に設ける事務所は法6条の適用を受けないが、設問の工事管理事務所は、別の敷地であり「現場に設ける」ものではないため、法85条2項が適用されず、法6条が適用される。都市計画区域内の新築であるから確認済証の交付を要する。

**問題14. 誤り。**法90条の3及び令147条の2第二号により、病院で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるものの大規模の修繕で、避難施設等に関する工事の施工中に当該建築物を使用する場合、建築主は、法7条の6の仮使用の承認に加えて、あらかじめ、工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。設問は、この規模に満たない。

**問題15. 誤り。**法7条の3第1項一号及び令11条により、建築主は、階数が3以上である共同住宅の「2階」の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（特定工程）を終えたときは、法7条の4により指定確認検査機関が引き受けた場合を除き、建築主事等（大規模建築物に係るものである場合は建築主事）の中間検査を申請しなければならない。なお、設問の建築物は、法4条7項により、建築士法3条1項三号に該当する「大規模建築物」である。

**問題16. 誤り。**法90条の3及び令147条の2第二号により、病院で5階以上の階における床面積の合計が1,500㎡を超えるものにおいては、「避難施設等に関する工事」の施工中に使用する場合、建築主は、法7条の6の仮使用の認定に加え、あらかじめ、「工事の施工中における建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画」を作成して、特定行政庁に届け出なければならない。ここで、「避難施設等に関する工事」は法7条の6第1項かっこ書で定義（「避難施設等」は令13条）され、令13条の2の軽易な工事を含まない。設問の「非常用の照明装置に用いる照明カバーの取替えの工事」は軽易な工事に該当するので、届出は不要である。

### < Stage 5 >

**問題17. 正しい。**法12条1項、令16条2項及び令14条の2第二号により、階数が3以上で延べ面積が200㎡を超える事務所で、特定行政庁が指定するものの所有者（別に管理者がいる場合は管理者）は、敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

**問題18. 正しい。**法12条3項により、エレベーター（特定建築設備等）の所有者（別に管理者がいる場合は管理者）は、当該エレベーターについて、定期的に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。なお、令16条3項一号及び令129条の3第1項一号により、エレベーターは、特定建築設備等に含まれる昇降機である。

**問題19. 正しい。**法12条1項、令16条1項により、設問の昇降機を設けていない自動車車庫は、令16条1項各号に該当していないので、建築物の敷地、構造及び建築設備については、特定行政庁の指定がなければ、必ずしも一級建築士等や建築物調査員にその状況を調査させてその結果を特定行政庁に報告する必要はない。

**問題20. 正しい。**法15条1項ただし書により、当該除却しようとする部分の床面積の合計が10㎡以内である場合は、その旨を都道府県知事に届け出る必要はない。

〔防火関係用語〕

<Stage 6>

- 問題21. 正しい。法2条六号により、同一敷地内の2以上の建築物の外壁間の中心線から3m以下（1階部分）の距離にある部分は延焼のおそれのある部分となる。外壁間の距離が4mの場合、中心線からは2m（3m以下）となるので、延焼のおそれのある部分を有する。なお、設問の建築物の延べ面積の合計は $650\text{m}^2$  ( $400\text{m}^2+250\text{m}^2$ )であるため、同号かつこ書による建築物の延べ面積の合計が $500\text{m}^2$ 以内であれば、一つの建築物とみなされる規定は適用されない。
- 問題22. 誤り。法2条八号、令108条により、防火構造の「耐力壁である外壁」に必要とされる防火性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。防火性能は、屋外の火災に対する性能であり、屋内の火災に対する性能は規定されていない。設問は、「周囲及び屋内」の部分が、「周囲」の誤りである。
- 問題23. 誤り。法2条九号の二口かつこ書により、遮炎性能とは、通常の火災時における火炎を有効に遮るために、「外壁」ではなく、防火戸その他の「防火設備」に必要とされる性能をいう。
- 問題24. 誤り。令1条五号及び令108条の2により、建築物の外部の仕上げに用いる準不燃材料は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間、燃焼せず、防火上有害な変形、溶融、亀裂その他の損傷を生じないものでなければならない。外部の仕上げに用いる場合、令108条の2第三号の「避難上有害な煙又はガスを発生しない」という要件は除かれている。

<MEMO>

TAC建築士講座 2026年合格目標 一級建築士 上級学科本科生  
上級講義 法規1・2 確認テスト【問題】

次の記述について、建築士法上、正しいものは○、誤っているものは×を記入しなさい。（各1点）

- 問題1. 建築士でないにもかかわらず、確認の申請の際に一級建築士を詐称した場合には、当該者は罰則の適用の対象とはなるものの、懲戒処分の対象とはならない。
- 問題2. 構造設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物の工事監理については、構造設計一級建築士以外の一級建築士であっても行うことができる。
- 問題3. 一級建築士定期講習を受けたことがない一級建築士は、一級建築士の免許を受けた日の次の年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合には、所属した日から3年以内に一級建築士定期講習を受けなければならない。
- 問題4. 建築士事務所の開設者は、当該事務所に所属する建築士に変更があった場合、管理建築士については2週間以内に、それ以外の建築士については3月以内に、都道府県知事（都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関）に届け出なければならない。
- 問題5. 二級建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了した者が、新たに一級建築士の免許を受けて一級建築士事務所の管理建築士になる場合には、改めて管理建築士講習を受けなければならない。
- 問題6. 延べ面積200㎡の建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、契約の締結に際して、作成する設計図書の種類、設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、報酬の額及び支払いの時期、契約の解除に関する事項、その他所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 問題7. 構造設計一級建築士に保有水平耐力計算が必要な高さ60mの建築物の構造設計を依頼したところ、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の交付を受けたので、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示がされていなかったが、当該構造設計図書により建築確認の申請を行った。

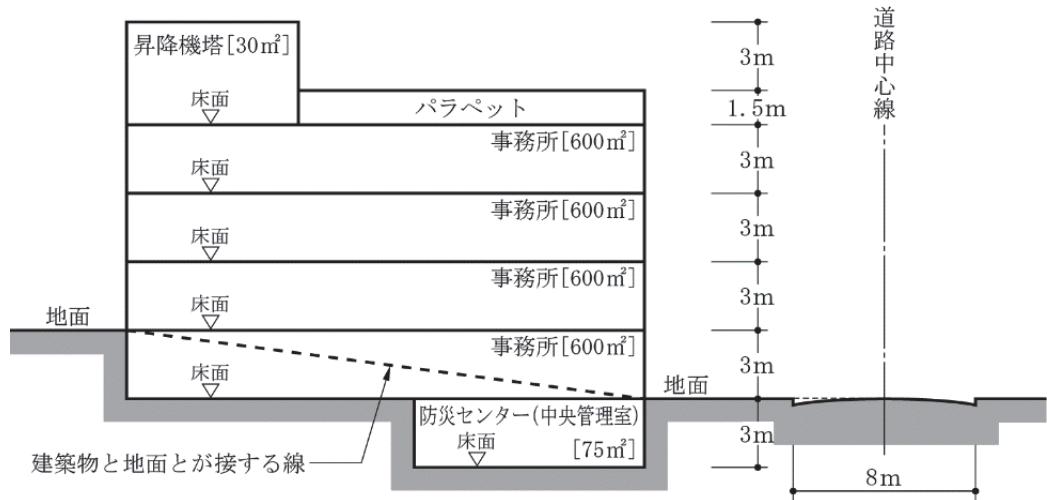
- 問題 8. 都道府県知事により指定事務所登録機関が指定された場合、建築士事務所の登録を受けようとする者は、一級建築士事務所の場合においても、原則として、登録申請書を当該指定事務所登録機関に提出しなければならない。
- 問題 9. 建築士事務所の開設者は、建築士事務所の登録の更新を怠り、都道府県知事により当該登録を抹消されたにもかかわらず、報酬を得て、設計等を業として行った場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。
- 問題10. 建築士事務所の開設者が、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませたときは、当該建築士事務所の管理建築士は罰則の適用の対象となる。
- 問題11. 国土交通大臣が建築士の業務の適正な実施を確保するため、国土交通省の職員に開設者が法人である建築士事務所に立ち入り当該建築士事務所に属する者に質問させた際に、その者がその質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたときは、その者のほか、その者が所属する法人も、30万円以下の罰金刑の適用の対象となる。
- 問題12. 建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別に変更があった場合に、3月以内に、その旨を都道府県知事に届け出ないときは、当該建築士事務所の開設者及び管理建築士は、30万円以下の罰金刑の適用の対象となる。
- 問題13. 管理建築士等が、建築主に対して設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する重要事項について説明する際に、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなかったときは、当該建築士は、30万円以下の過料の適用の対象となる。
- 問題14. 建設工事の元請負人は、請け負った寄宿舍の新築工事については、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合においても、一括して他人に請け負わせることはできない。
- 問題15. 建設工事の注文者から報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する委託契約は、建設業法の規定を適用しない。
- 問題16. 建設業者は、発注者から請負代金の額が8,000万円の診療所の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者を専任の者としなくてよい。

- 問題17. 同一敷地内に二つの平家建ての建築物（延べ面積はそれぞれ400㎡及び250㎡とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。）を新築する場合において、当該建築物相互の外壁間の距離を4mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。
- 問題18. 防火上有効な公園、広場、川等の空地又は水面に面する建築物の部分は、延焼のおそれのある部分から除かれる。
- 問題19. 地上4階建ての建築物に用いる耐火構造の耐力壁に必要とされる耐火性能は、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであり、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものでなければならない。
- 問題20. 「準防火性能」とは、建築物の内部において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために建築物の壁又は天井に必要とされる性能をいう。
- 問題21. 延べ面積2,000㎡の警察署は、「特殊建築物」である。
- 問題22. 火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する防火戸は、「建築設備」に該当する。
- 問題23. 建築物の宅配ボックス設置部分の床面積は、当該建築物の各階の床面積の合計の1/100を限度として、当該建築物の建築基準法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係るものを除く。）に算入しない。
- 問題24. 「北側高さ制限」において、建築物の屋上部分に設ける高さ4mの階段室の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8である場合においては、その部分の高さは、当該建築物の高さに算入しない。
- 問題25. 建築物の地階（倉庫、機械室及びそれらに通ずる階段室からなるもの）で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8であるものについては、当該建築物の階数に算入する。
- 問題26. 都市計画区域内において、文化財保護法の規定によって重要文化財として仮指定された、れんが造、延べ面積500㎡、地上2階建ての美術館の移転は、確認済証の交付を受ける必要がある。
- 問題27. 市町村は、国土交通大臣の承認を得て、条例で、伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、構造耐力に関する制限を緩和することができる。

- 問題28. 都市計画区域内において、鉄骨造、延べ面積10㎡、高さ6m、平家建ての倉庫の新築は確認済証の交付を受ける必要がない。(防火地域又は準防火地域の指定はないものとする。)
- 問題29. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について、当該建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更(変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの)をして、当該建築物を建築しようとする場合は、あらためて、確認済証の交付を受ける必要はない。
- 問題30. 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2の規定」並びにこの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」である。
- 問題31. 防火地域内において、共同住宅の新築工事を施工するために現場に設ける延べ面積50㎡、平家建ての工事管理事務所の新築は、確認済証の交付を受ける必要がある。
- 問題32. 第一種住居地域内において、鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上2階建ての診療所(患者の収容施設があるもの)の、有料老人ホームへの用途変更(大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの)は、確認済証の交付を受ける必要がない。
- 問題33. 延べ面積5,000㎡の病院の用途を変更(大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの)して、地域活動支援センターとする場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。
- 問題34. 高さが15mの鉄筋コンクリート造の建築物で、保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができる所定の基準に従った構造計算を行ったものを新築する場合、構造計算適合性判定の対象となる。
- 問題35. 鉄筋コンクリート造、地上3階建ての共同住宅の用途に供する建築物である認証型式部材等で、その新築の工事が一級建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、中間検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなされる。
- 問題36. 建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更(大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの)に係る確認済証の交付を受けた場合において、工事を完了したときは、工事完了届を建築主事等に届け出なければならない。

- 問題37.** 建築主は、鉄筋コンクリート造、延べ面積500㎡、地上4階建ての寄宿舍の新築の工事において、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（特定行政庁が指定する工程はない）を終えたときは、指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合を除き、建築主事の中間検査を申請しなければならない。
- 問題38.** 地上3階建て、床面積の合計が1,500㎡の病院（国等の建築物を除く。）の所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 問題39.** 延べ面積200㎡、地上3階建ての事務所の敷地、構造及び昇降機以外の建築設備については、当該所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員若しくは建築設備等検査員にその状況を調査又は検査をさせてその結果を特定行政庁に報告する必要はない。

問題40. 図のような建築物における延べ面積、建築物の高さ又は階数の算定に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、図及び【建築物の条件】に記載されていないことについては考慮しないものとする。



[ ] 内は各階の床面積を示す。

【建築物の条件】

- ・ 建築面積：600m<sup>2</sup>
- ・ 昇降機塔の屋上部分の水平投影面積：30m<sup>2</sup>
- ・ 最下階の防災センター(中央管理室)の水平投影面積：75m<sup>2</sup>
- ・ エレベーターの昇降路の各階の床面積の合計：40m<sup>2</sup>

1. 容積率の算定の基礎となる延べ面積は、2,435m<sup>2</sup>である。
2. 避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さは、15mである。
3. 地階を除く階数は、3である。
4. 階数は、5である。

上級講義 法規1・2 確認テスト【解説】

- 問題 1. 正しい。建築士法37条1項一号による罰則の規定を受けるが、同法10条はその免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に適用されるため、建築士でないものは、懲戒処分（戒告、業務停止、免許取消）の対象とはならない。
- 問題 2. 正しい。士法20条の2により、構造設計一級建築士の関与が義務付けられているのは、一定の建築物の構造設計のみであり、工事監理は義務付けられていない。
- 問題 3. 誤り。所属した日から3年以内ではない。士法22条の2及び規則17条の37第1項表1号ロにより、「一級建築士試験に合格した年度の翌年度の開始の日から3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した一級建築士」は、「遅滞なく」一級建築士定期講習を受けなければならない。
- 問題 4. 正しい。士法23条の5第1項及び2項により、建築士事務所の開設者は、士法23条の2第四号（管理建築士）に変更があった場合は2週間以内に、同条第五号（所属建築士）に変更があったときは3か月以内に、その建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
- 問題 5. 誤り。士法24条2項により、管理建築士は、「建築士」として3年以上、規則20条の4に定める業務（設計、工事監理、工事契約事務、工事指導監督、調査又は鑑定、手続の代理）に従事した後、法別表3の管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。管理建築士講習に一級、二級等の区別はなく、二級建築士である管理建築士が新たに一級建築士の免許を受けた場合には、一級建築士としての実務経験の有無にかかわらず、一級建築士事務所の管理建築士になることができる。
- 問題 6. 誤り。士法22条の3の3により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、所定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。設問は200㎡であるため、相互に交付する必要はない。なお、建築士事務所の開設者は士法24条の8により、延べ面積が300㎡を超えない建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約であっても、当該締結をしたときは、遅滞なく委託者に書面を交付しなければならない。
- 問題 7. 誤り。士法20条の2第1項により、構造設計一級建築士は、建築基準法20条第1項一号又は二号の構造設計を行った場合は、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。設問の保有水

平耐力計算が必要な高さ60mの建築物は、建築基準法20条二号に該当するので、構造設計一級建築士の表示が必要である。なお、建築士法20条2項により、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、その旨の証明書（構造安全証明書）を設計の委託者に交付しなければならないが、建築士法20条の2第1項及び2項の規定の適用により、構造設計一級建築士の関与が必要な場合は除かれている。

**問題 8. 正しい。** 士法26条の3により、都道府県知事が指定事務所登録機関を指定した場合、同法26条の4により、同法23条の2の登録の申請は読み替えられ、一級、二級、又は木造建築士事務所のいずれであっても、登録申請書の提出先は、指定事務所登録機関となる。

**問題 9. 正しい。** 士法23条の8第1項二号により、開設者が建築士事務所の登録の更新を怠ると、都道府県知事により登録を抹消される。登録を抹消されたにもかかわらず、報酬を得て、設計等を業として行うことは、同法23条の10第1項又は第2項の規定に違反する。したがって、同法37条九号により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

**問題10. 誤り。** 士法24条の2により、建築士事務所の開設者は自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませてはならない。違反した「建築士事務所の開設者」は、士法37条十一号により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられ、懲罰の対象者は、建築士事務所の開設者となる。

**問題11. 正しい。** 士法10条の2第1項、士法40条三号及び士法42条により、国土交通大臣が、国土交通省の職員に開設者が法人である建築士事務所に立ち入り当該建築士事務所に属する者に質問させた際に、その者が質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたときは、その者のほか、その者が所属する法人も、30万円以下の罰金刑の対象となる。

**問題12. 誤り。** 士法23条の5第2項により、建築士事務所の開設者は、士法23条の2第五号の所属建築士の氏名及び資格の別に変更があったときは、3月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。さらに、士法40条九号により、30万円以下の罰金刑の対象となる。罰金の対象者は届出をした者、すなわち開設者であり、管理建築士は対象とならない。

**問題13. 誤り。** 士法24条の7第2項及び士法43条一号により、管理建築士等が重要事項について説明する際に、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなかったときは、10万円以下の過料の対象となる。なお、過料は行政罰で前科にならないが、罰金は刑事罰で前科となる。

- 問題14. 誤り。建設業法22条3項及び同法令6条の3により、建設業者は、原則として、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせてはならないが、共同住宅を新築する工事以外の建設工事で、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、一括して下請けに出すことができる。したがって、寄宿舎の新築工事については一括して他人に請け負わせることができる。
- 問題15. 誤り。建設業法24条により、委託その他いかなる名義をもってするか否かを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、建設業法の適用を受ける。
- 問題16. 正しい。建設業法26条3項により、公共性のある施設等又は多数の者が利用する施設等に関する重要な建設工事で同法令27条で定めるものについては、主任技術者又は監理技術者は、原則として、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。設問の診療所は、同法令27条1項三号トに該当するが、同項本文かつこ書により請負代金の額が4,500万円（建築一式工事で9,000万円）以上ではないため、専任の者としなくてよい。
- 問題17. 正しい。法2条六号により、「延焼のおそれのある部分」とは、原則として、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物相互の外壁間の中心線から、1階は3m以下、2階以上は5m以下の距離にある建築物の部分という。外壁間の距離が4mの場合、2以上の建築物相互の外壁間の中心線からは2mとなるので、延焼のおそれのある部分を有する。なお、2以上の建築物の延べ面積の合計が500㎡以内であれば1つの建築物とみなされ、外壁間の中心線からの延焼のおそれのある部分は生じないが、設問は500㎡を超えている。
- 問題18. 正しい。法2条六号イにより、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分は除かれている。
- 問題19. 正しい。法2条七号及び令107条一号の表により、最上階及び最上階から数えた階数が2以上4以内の建築物の壁（耐力壁に限る）に必要とされる耐火性能は、通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの（建築物を倒壊させない性能）であり、かつ、同条二号により、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないもの（屋内に延焼させない性能）でなければならない。

- 問題20. 誤り。法23条かつこ書により、準防火性能とは、建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。内部の火災に対応するものではない。
- 問題21. 誤り。法2条二号及び法別表1により、警察署は、その規模にかかわらず、特殊建築物ではない。
- 問題22. 誤り。令109条1項により、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備は「防火設備」である。法2条三号に掲げる「消火設備」とは異なり、「建築設備」には該当しない。
- 問題23. 正しい。令2条1項四号へ及び3項六号により、宅配ボックス設置部分の床面積は、当該建築物の各階の床面積の合計の1/100を限度として「容積率の算定の基礎となる延べ面積」に算入しない。
- 問題24. 誤り。令2条1項六号ロにより、階段室等の屋上部分で水平投影面積が建築面積の1/8以下のものは、原則として12m（法55条の第一種低層住居専用地域等内の絶対高さ制限など一部の規定は5m）までは高さに算入しないが、北側高さ制限（法56条1項三号）の適用においては、その規模にかかわらず全て高さに算入する。
- 問題25. 誤り。令2条1項八号により、地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分（倉庫、機械室に通ずる階段室も含まれる。）で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。
- 問題26. 誤り。法3条1項一号により、文化財保護法の規定によって国宝、重要文化財等に指定され、又は仮指定された建築物には、建築基準法の規定は適用されない。したがって、確認済証の交付は要しない。
- 問題27. 誤り。法85条の3により、文化財保護法による伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、一定の制限を緩和することができるが、構造耐力（法20条）の規定について緩和することはできない。
- 問題28. 誤り。法6条1項三号により、都市計画区域内で建築物を建築（新築・増築・改築・移転）しようとする場合は、原則として、確認済証の交付を要する。例外は、2項の防火・準防火地域外における10㎡以内の増築・改築・移転である。したがって、都市計画区域内の新築は、規模等にかかわらず、確認済証の交付を要する。

- 問題29.** 正しい。法6条1項により、確認を受けた建築物の計画の変更は、規則3条の2で定める軽微な変更を除き、あらためて、確認済証の交付を受けなければならない。建築物の階数減少は、規則3条の2第1項四号の軽微な変更に該当するので、変更後も建築基準関係規定に適合することが明らかな場合は、あらためて確認済証の交付を受ける必要はない。
- 問題30.** 正しい。法6条1項かつこ書及び令9条十一号により、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2」並びにこの規定に基づく命令及び条例の規定は「建築基準関係規定」に該当し、建築確認の対象規定となる。
- 問題31.** 誤り。法85条2項により、工事を施工するために現場に設ける事務所などの仮設建築物については、法6条の確認済証の交付の規定は適用されない。
- 問題32.** 正しい。法87条1項により、用途を変更して法6条1項一号の特殊建築物(200㎡超)とする場合には、類似の用途相互間である場合を除き、確認済証の交付を要する。診療所から有料老人ホーム(令19条1項により、有料老人ホームは児童福祉施設等に該当)への用途変更は令137条の18第三号の用途相互間に該当するため、確認済証の交付を要しない。なお、同条本文ただし書により、第一種・第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の場合は、確認済証の交付を要することに注意。
- 問題33.** 誤り。法87条1項により、建築物の用途を変更して法6条1項一号の特殊建築物(床面積の合計が200㎡を超えるもの)とする場合は、その用途変更が令137条の18による類似の用途相互間である場合を除き、確認済証の交付を受けなければならない。病院は令137条の18各号に該当せず、また令19条1項により、地域活動支援センターは「児童福祉施設等」に該当し、令115条の3第一号により、法別表1(い)欄(2)項の特殊建築物であるから、確認済証の交付を受けなければならない。
- 問題34.** 正しい。法6条の3第1項により、建築主は、法20条1項二号イに定める基準(令81条2項により、限界耐力計算、保有水平耐力計算、許容応力度等計算)に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、原則として、構造計算適合性判定を受けなければならない。高さが20mを超えない鉄筋コンクリート造は、法20条1項二号ではなく三号に該当するが、上位の構造計算として保有水平耐力計算(又はこれと同等以上に安全性を確かめることができる所定の基準に従った構造計算)を行っているため、構造計算適合性判定の対象となる。すなわち、構造計算適

合性判定の要否は、建築物の構造、規模ではなく、行った構造計算によって決まる。

**問題35. 正しい。**法68条の20第2項により、建築物である認証型式部材等でその新築の工事が建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、法7条の3第4項（中間検査）や法7条4項（完了検査）等において、その認証に係る型式に適合するものとみなされる。

**問題36. 正しい。**法87条1項により、用途変更の場合は、法7条1項（完了検査申請）の規定が準用され、さらに「建築主事等への検査の申請」は、「建築主事等へ届出」と読み替え規定がある。つまり、指定確認検査機関から用途変更に係る確認済証の交付を受けた場合でも、建築主事等に工事完了の届出をしなければならない。

**問題37. 誤り。**法7条の3第1項一号による中間検査の対象は共同住宅であり、寄宿舍は該当しない。法7条の3第1項一号及び令11条により、建築主は、階数が3以上である共同住宅の「2階」の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（特定工程）を終えたときは、法7条の4により指定確認検査機関が引き受けた場合を除き、建築主事等（大規模建築物に係るものである場合は建築主事）の中間検査を申請しなければならない。

**問題38. 正しい。**法12条1項及び令16条1項三号により、設問の病院の所有者（別に管理者がいる場合は管理者）は、敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

**問題39. 正しい。**法12条1項、3項、令16条2項及び令14条の2第二号により、設問の事務所は、「階数が3以上で延べ面積が200㎡を超える事務所」に該当せず、特定行政庁の指定の対象となる特定建築物ではない。したがって、定期報告の必要はない。



計が建築面積の1/8以下のものは、階数に算入しない。屋上部分の昇降機塔は床面積が30㎡であり、建築物の建築面積の1/8以下(600㎡/8=75㎡)の条件を満たすため、階数に算入しない。

したがって、地階を除く階数は3となる。

4. 正しい。令2条1項八号により、階数とは建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものであり、地上階と地階を合計したものとなる。

昇降機塔については、肢3.解説により、階数から除かれる。

また、同号により、地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計が建築面積の1/8以下のものは、階数に算入しないが、地階の防災センターは居室であり、倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分に該当しないため、階数に算入しなければならない。

したがって、階数は5となる。